

◎青少年による性風俗関連特殊営業の利用を助長する行為等の規制に関する条例施行規則

〔平成十四年二月二十二日 宮城県公安委員会規則第二号〕

(趣旨)

第一条 この規則は、青少年による性風俗関連特殊営業の利用を助長する行為等の規制に関する条例(平成十三年宮城県条例第七十三号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用カード販売等の開始の届出)

第二条 条例第四条第一項の規定による利用カード販売等の開始の届出は、同項第一号から第三号までに掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した様式第一号による届出書により行わなければならない。

(一) 個人にあつては、本籍(日本の国籍を有しない者にあつては、その国籍。以下同じ。)及び生年月日

(二) 法人にあつては、代表者の本籍及び生年月日並びに代表者以外の役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。)の氏名、住所、本籍及び生年月日

(三) 利用カード販売等の形態

(四) 利用カード販売等に係る識別情報により役務の提供を受けることができる店舗型電話異性紹介営業に係る営業所又は無店舗型電話異性紹介営業に係る事務所の名称及び所在地

(五) 利用カード販売等の業務を管理する者(利用カード販売等を行うおとする者を除く。以下「管理者」という。)の氏名及び住所

(六) 自動販売機により利用カード販売等を行う場合にあつては、次に掲げる事項

イ 当該自動販売機の所有者の氏名及び住所(当該所有者が法人である場合にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

ロ 当該自動販売機を設置する青少年立入禁止場所の営業所名及びその業種

ハ 当該自動販売機を設置する土地又は建物の所有者の氏名及び住所(当該所有者が法人である場合にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

(七) 利用カード販売等の開始予定年月日

前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。(一) 個人にあつては、住民票(日本の国籍を有しない者にあつては、外国人登録証明書。以下同じ。)の写し

(二) 法人にあつては、その登記簿謄本及び代表者の住民票の写し

し

(三) 管理者の住民票の写し

(四) 自動販売機により利用カード販売等を行う場合にあつては、当該自動販売機を設置する土地又は建物の見取図並びに当該土地又は建物の所有者及び使用者が当該自動販売機を設置を承諾したことを証する書面の写し

(利用カード販売等の廃止又は変更の届出)

第三条 条例第四条第二項の規定による届出は、利用カード販売等を廃止した場合にあつては様式第二号、同条第一項各号に掲げる事項に変更があつた場合にあつては様式第三号による届出書により行わなければならない。

(利用カード販売等を行う自動販売機への表示事項等)

第四条 条例第四条第三項第一号の公安委員会規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

(一) 利用カード販売等の届出番号及び届出年月日

(二) 利用カード販売業者の電話番号

2 条例第四条第三項第一号の規定による表示は、様式第四号による表示票を当該自動販売機に表示して行わなければならない。(警察職員の身分を示す証明書)

第五条 条例第十条第三項に規定する警察職員の身分を示す証明書は、様式第五号によるものとする。

(届出書の提出部数等)

第六条 第二条第一項及び第三条の届出書(以下この条において単に「届出書」という。)の提出部数は、正本及びその写し各一部とする。

2 届出書は、当該届出書に係る利用カード販売等を行う場所(自動販売機により利用カード販売等を行う場合にあつては、当該自動販売機を設置する場所)を管轄する警察署長を経由しなければならない。

3 同時に二以上の届出書を提出しようとする者は、当該届出書がいずれも利用カード販売等の廃止に係るものである場合に限り、前項の規定にかかわらず、一の警察署長に他の警察署長の管轄に係る届出書を提出することができる。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に利用カード販売等を業として行つている者が条例第四条第一項の規定に基づき届出をしようとする場合の第二条の規定の適用については、同条第一項第七号中「開始予定年月日」とあるのは「開始年月日」とする。